

令和3年度過労死等の公務災害補償状況について

令和3年度における地方公務員等の過労死等の公務災害の補償状況を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

【ポイント】

1 脳・心臓疾患に関する事案の公務災害補償状況

- 受理件数は40件(前年度49件)であり、認定件数は22件(同22件)となっています。
- 職種別では、「義務教育学校職員」が受理件数11件(同15件)、認定件数10件(同6件)で最も認定件数が多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」が受理件数6件(同5件)、認定件数6件(同2件)となっています。

2 精神疾患等に関する事案の公務災害補償状況

- 受理件数は193件(前年度148件)であり、認定件数は66件(同60件)となっています。
- 職種別では、「その他の職員」が受理件数107件(同80件)、認定件数34件(同28件)で最も認定件数が多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」が受理件数25件(同15件)、認定件数8件(同6件)となっています。
- 業務負荷の類型別の認定件数は、「対人関係等の職場環境」が22件(同29件)、「仕事の量(勤務時間の長さ)」が19件(同10件)となっています。

詳細は、別添のとおりです。

- ・ 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。
- ・ 認定件数には、令和3年度以前に受理した件数を含みます。

表1-1 脳・心臓疾患の地方公務員等の公務災害補償状況

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳・心臓疾患	受理件数		55	58	45	49	40
	認定件数		13	14	24	22	22
うち死亡	受理件数		13	21	9	19	8
	認定件数		6	5	10	10	8

【審査請求等事案の認定状況】

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳・心臓疾患	認定件数		2	1	1	2	2
	うち死亡		2	0	1	1	1

- ・ 本表は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。)別表第1第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
- ・ 「受理件数」は、当該年度内に基金各支部にて該当事案を受理した件数である。
- ・ 「認定件数」は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理した件数を含む。
- ・ 上記件数には、同一人が同一災害により脳・心臓疾患を発症したとして傷病の追加の請求を行い、当該請求を受理した件数及び「公務上」として認定した件数を含む。
- ・ 審査請求等事案の認定状況における「認定件数」は、審査請求等(訴訟事案を含む)により、当該年度に「公務上」とされた件数である。

図1 脳・心臓疾患に係る受理及び認定件数の推移

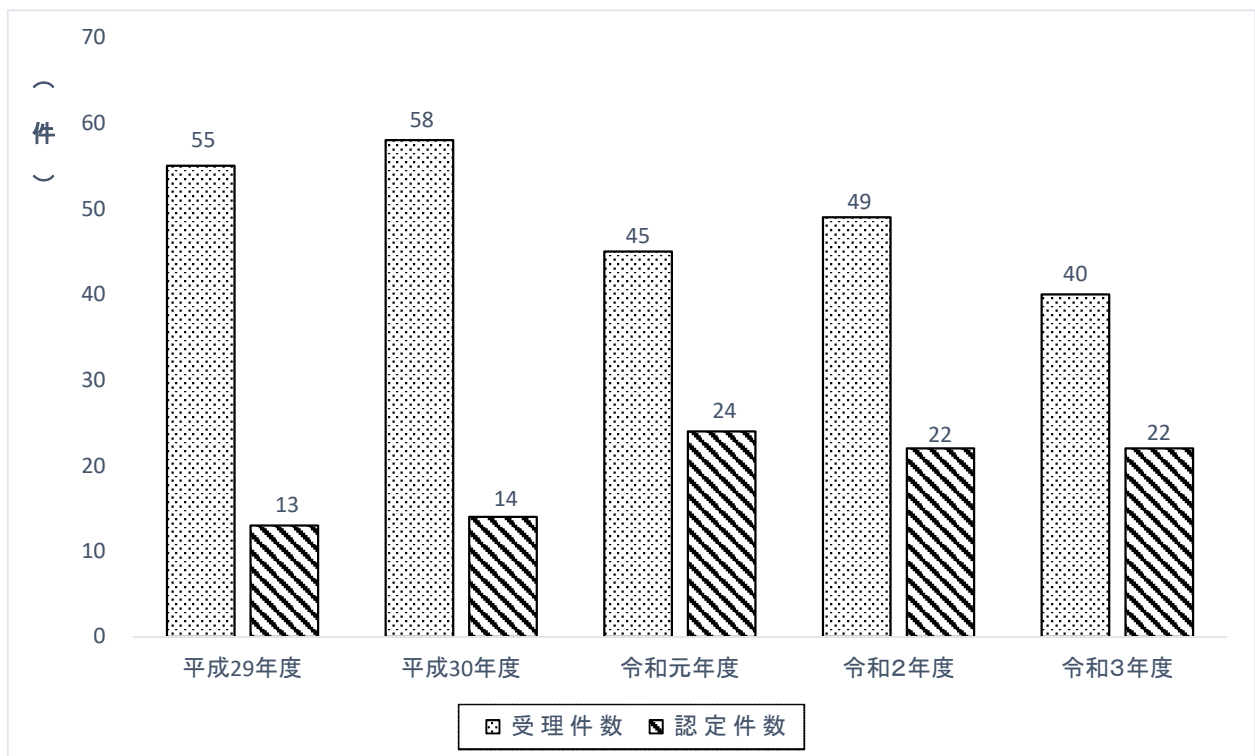


表1-2 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

年度 職種	令和2年度				令和3年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	15	7	6	2	11	2	10	4
義務教育学校職員 以外の教育職員	5	1	2	0	6	2	6	1
警察職員	6	2	1	0	2	0	0	0
消防職員	4	2	2	1	4	1	1	1
電気・ガス・水道事業職員	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸事業職員	1	1	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員	2	1	0	0	0	0	1	1
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員	16	5	11	7	17	3	4	1
合計	49	19	22	10	40	8	22	8

・ 職種は、地方公務員災害補償基金定款(昭和42年自治許第591号。以下「定款」という。)別表第2に定める職員の区分によるもの。

表1-3 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

年度 年齢	令和2年度				令和3年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	3	1	0	0	2	0	0	0
30～39歳	6	2	2	1	3	1	3	1
40～49歳	8	2	10	2	13	4	3	1
50～59歳	31	13	8	6	19	3	16	6
60歳以上	1	1	2	1	3	0	0	0
合計	49	19	22	10	40	8	22	8

表1-4 脳・心臓疾患の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	令和2年度		令和3年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	2	1
20時間以上～40時間未満		1	1	0	0
40時間以上～60時間未満		4	3	2	0
60時間以上～80時間未満		5	2	2	1
80時間以上～100時間未満		5	2	5	1
100時間以上		4	0	6	2
その他		3	2	5	3
合計		22	10	22	8

- ・ 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前1か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。
- ・ 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
- ・ 「その他」の件数は、異常な出来事に遭遇したこと等により、公務上の災害と判断された事案等の件数である。

表1-5 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務等別認定件数

区分	年度	令和2年度		令和3年度	
			うち死亡		うち死亡
常勤職員		21	10	21	8
常勤的非常勤職員		1	0	1	0
再任用短時間勤務職員等		0	0	0	0
合計		22	10	22	8

- ・ 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「施行令」という。)第1条第1項第2号及び第2項に定める職員である。
- ・ 「再任用短時間勤務職員等」は、施行令同条第1項第1号に定める職員である。

表2-1 精神疾患等の地方公務員等の公務災害補償状況

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神疾患等	受理件数		101	131	153	148	193
	認定件数		31	13	54	60	66
うち死亡	受理件数		16	17	22	22	24
	認定件数		12	2	17	17	16

【審査請求等事案の判定状況】

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神疾患等	認定件数		4	2	7	3	2
	うち死亡		2	0	5	1	1

- ・ 本表は、施行規則別表第1第9号に係る精神疾患等について集計したものである。
- ・ 「受理件数」は、当該年度内に基金各支部にて該当事案を受理した件数である。
- ・ 「認定件数」は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理した件数を含む。
- ・ 上記件数には、同一人が同一災害により精神疾患等を発症したとして傷病の追加の請求を行い、当該請求を受理した件数及び「公務上」として認定した件数を含む。
- ・ 審査請求等事案の認定状況における「認定件数」は、審査請求等(訴訟事案を含む)により、当該年度に「公務上」とされた件数である。

図2 精神疾患等に係る受理及び認定件数の推移

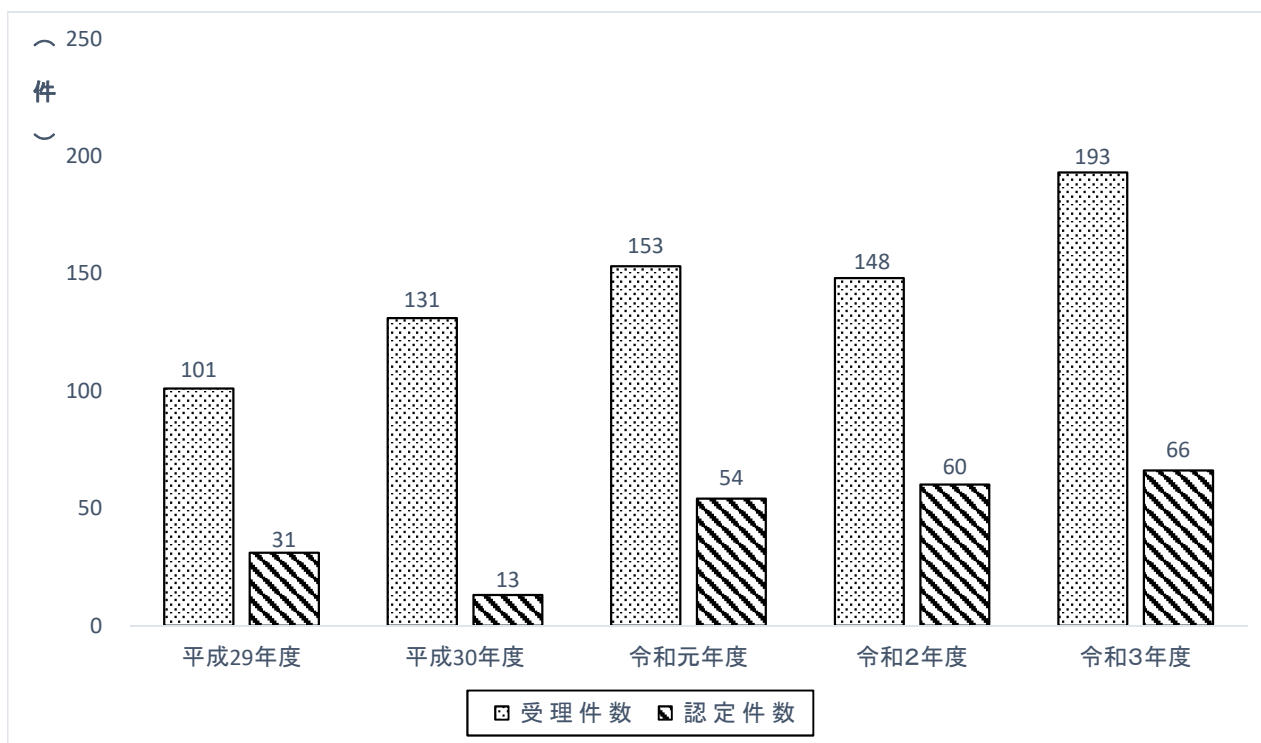


表2-2 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

年度 職種	令和2年度				令和3年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	23	2	9	1	31	2	7	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	15	3	6	2	25	1	8	1
警察職員	11	2	7	4	8	1	7	2
消防職員	10	1	7	2	11	5	7	2
電気・ガス・水道事業職員	3	1	2	0	2	0	2	0
運輸事業職員	3	0	0	0	6	0	0	0
清掃事業職員	2	1	1	1	2	0	1	0
船員	1	0	0	0	1	0	0	0
その他の職員	80	12	28	7	107	15	34	9
合計	148	22	60	17	193	24	66	16

・ 職種は、定款別表第2に定める職員の区分によるもの。

表2-3 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

年度 年齢	令和2年度				令和3年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	3	0	1	0	0	0
20～29歳	38	7	15	3	42	8	19	6
30～39歳	37	3	14	6	43	3	17	3
40～49歳	36	4	19	6	67	9	19	5
50～59歳	36	7	7	1	37	3	11	2
60歳以上	1	1	2	1	3	1	0	0
合計	148	22	60	17	193	24	66	16

表2-4 精神疾患等の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	令和2年度		令和3年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		14	2	13	3
20時間以上～40時間未満		9	2	5	0
40時間以上～60時間未満		6	2	4	2
60時間以上～80時間未満		5	2	3	2
80時間以上～100時間未満		7	2	1	1
100時間以上～120時間未満		5	2	11	3
120時間以上～140時間未満		2	1	1	1
140時間以上		3	1	6	4
その他		9	3	22	0
合計		60	17	66	16

- ・ 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前1か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。
- ・ 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められるなど、超過勤務時間に関係なく公務上の災害と判断された事案等の件数である。

表2-5 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務等別認定件数

区分	年度	令和2年度		令和3年度	
			うち死亡		うち死亡
常勤職員		60	17	66	16
常勤的非常勤職員		0	0	0	0
再任用短時間勤務職員等		0	0	0	0
合計		60	17	66	16

- ・ 「常勤的非常勤職員」は、施行令第1条第1項第2号及び第2項に定める職員である。
- ・ 「再任用短時間勤務職員等」は、施行令同条第1項第1号に定める職員である。

表2-6 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

業務負荷の類型		令和2年度		令和3年度	
			うち死亡		うち死亡
1 異常な出来事への遭遇		8	0	10	0
2 仕事の質・量	仕 事 の 内 容	0	0	1	1
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	10	5	19	8
	勤 務 形 態	0	0	0	0
3 役割・地位等の変化	異 動	4	3	1	0
	昇 任	0	0	0	0
4 業務の執行体制		5	1	0	0
5 仕事の失敗、責任 問題の発生・対処	仕 事 の 失 敗	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	5	3
6 対人関係等の職場環境		29	8	22	4
7 住民等との公務上での関係		4	0	8	0
合 計		60	17	66	16

- ・「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について(平成24年3月16日地基補第62号)の「別表 業務負荷の分析表」による。
- ・分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。
- ・「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。